

埼玉県 of 緊急事態措置に対する飯能市の基本方針を踏まえた
取り組み事項について

令和 3 年 8 月 2 日

埼玉県内においては、先週に 1 日当たり過去最多の陽性者が確認され、新規感染者数は高止まりから増加傾向となり、ここ数日、急増しており、このまま新規陽性者数の増加が続くと病床をひっ迫することが強く危惧される状況です。

また、本市においては、夜の街の飲食を伴う店舗での新規陽性者数が急増しているところです。

こうした中、7 月 30 日、国において、埼玉県を含む 4 府県に対して、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」が発出されました。

これを受けて、埼玉県知事から県全域に対して、8 月 2 日から 8 月 31 日までの間、「緊急事態措置」が示されました。

新型コロナウイルスは、市民の命や健康に著しく重大な影響を与えるとともに、市民生活と経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあります。

以上のことから、本市では、既に定めている下記の基本方針のもと引き続き必要な対策を行い、現時点で最優先に取り組んでいく事項について定めることとします。

記

○ 基本方針

市民の命と健康を守ることを最優先にした、感染拡大防止対策に取り組むとともに、市民生活を守るために必要な対策を実施する。

○ 取組事項

- 1 不要不急の外出・県境をまたぐ移動の自粛。特に午後 8 時以降の不要不急の夜間外出の自粛
- 2 飲食店等の営業時間の短縮（飲酒の機会を提供しないこと）
- 3 催し物（イベント等）の開催制限
- 4 人流抑制の観点から午後 8 時以降の勤務の抑制
- 5 市民生活を守るために必要な対策
 - (1) 市主催イベント等の対応
 - (2) 市公共施設等の対応（飯能河原の閉鎖等）
 - (3) 公立小・中学校における夏休み中の対応
 - (4) 職員の執務環境の分散等